帯広消費者協会機関紙「おびひろ消協だより」

ささやき

第414号
令和7年7月10日発行

一般社団法人帯広消費者協会
とかちプラザ1F（西4南13）
TEL　22−7161（直通）
TEL　22−8393（相談）
Fax　66−5965
E-mail osk-1@atlas.plala.or.jp
URL https://obihiro-sk.main.jp/

食品表示のアンケートを実施しました【調査部】

調査日：令和6年11月～令和7年2月
調査人数：116人

この度、皆様にご協力いただきました「食品表示の意識調査」の結果をご報告いたします。本調査では、食品購入時における食品表示の利用度や項目について調査しました。

特筆すべきは、「食品表示を確認しない」と回答された方が０％であったことです。この結果は、消費者の皆様の食品表示に対する高い関心と意識の表れであり、日々の消費行動において商品を選択する際に食品表示が役立っていることを示している結果だと思います。

また、近年市場に増えている「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」といった保健機能食品についての認知度も調査しました。「知っている」「聞いたことがある」を合わせると、９割以上の方々に認知されていることが分かりました。

今回の調査では詳しい内容まで踏み込んでおりませんが、今後はこれらの食品が持つ具体的な機能や選び方など、皆様の消費行動に役立つ情報を分かりやすくお知らせしていく予定です。

【 食品表示は確認しますか？ 】

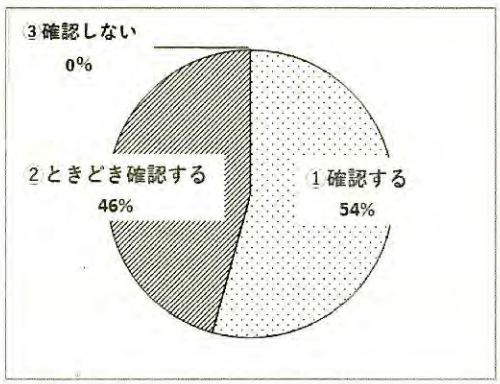

【 回答者の内訳 】

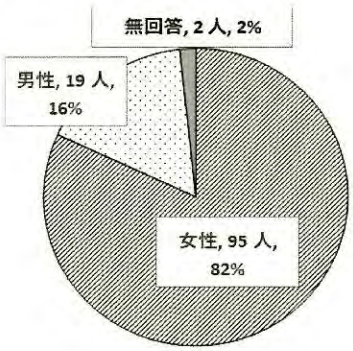

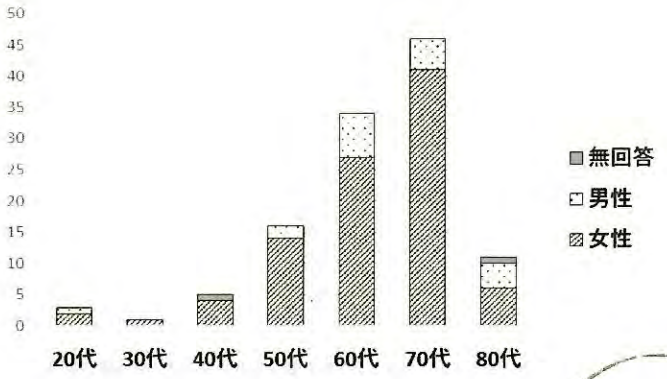

No. 7.7.11
北海道消費者協会

【 食品表示のどの項目を確認しますか？(複数回答) 】

① 日付(賞味期限・品質保持期限・消費期限)、② 産地、③ 遺伝子組み換え食品の有無、
④ アレルギー物質、⑤ 原材料、⑥ 添加物、⑦ 栄養成分(エネルギー量、脂質、食塩相当量など)
⑧ その他

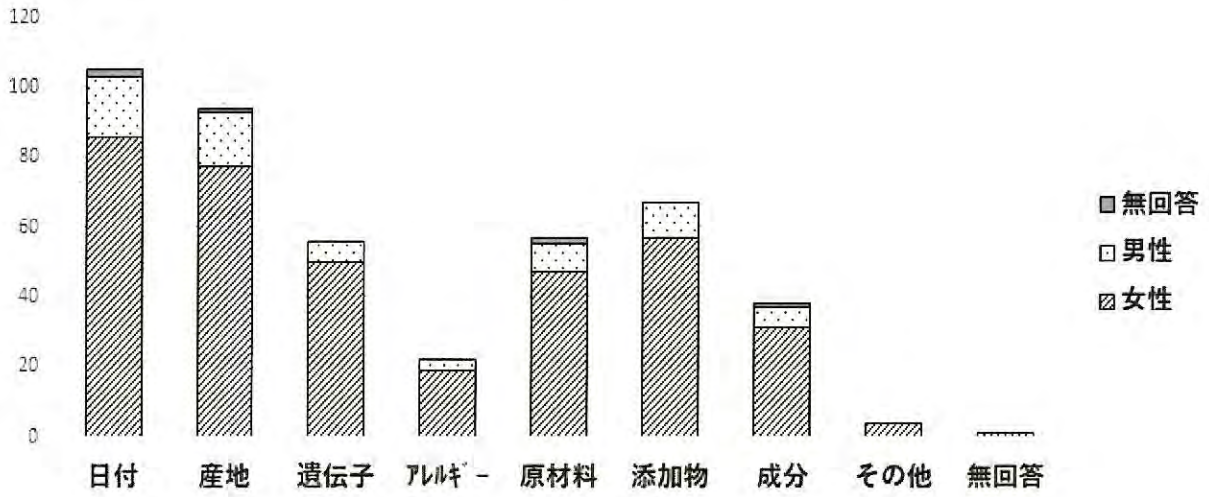

【男女別に比較】

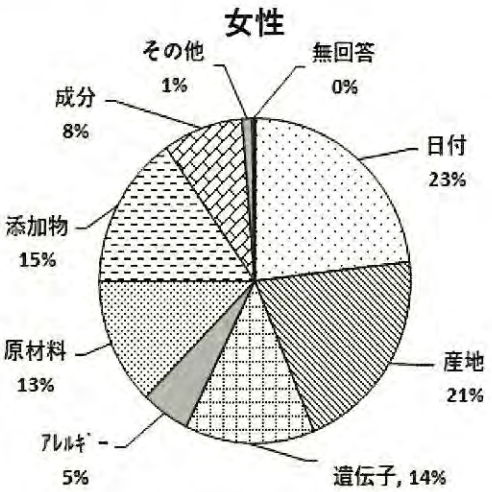

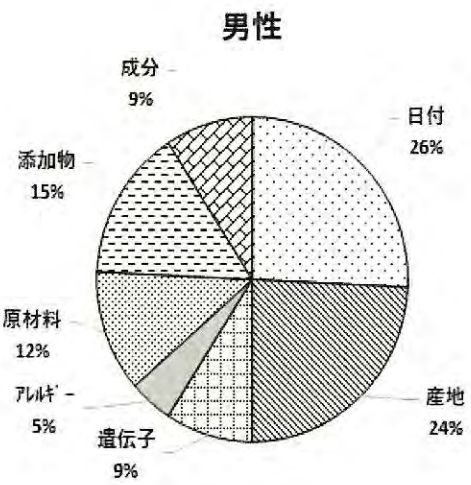

【 消費者の食品表示の確認状況 】

ほとんどの消費者が食品表示を確認しており、特に「日付」と「産地」が重視されていることが明らかになりました。また、添加物や遺伝子組み換え食品の有無にも関心が高いことから、消費者は食品の鮮度や安全性についても注意を払っていることがわかります。

「特定保健用食品」を知っていますか？

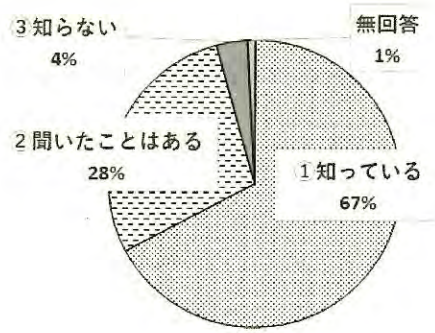

「特定保健用食品」とは･･･　(1991年～)

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収をおだやかにする」などの表示が許可されている食品です。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。製品には、許可マークと許可表示が表示されています。

「栄養機能食品」を知っていますか？

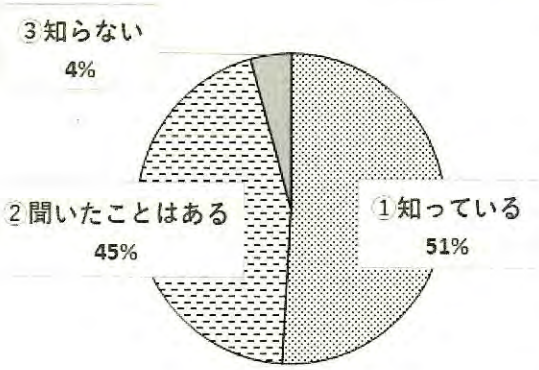

「栄養機能食品」とは･･･　(2001年～)

１日に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。既に科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって当該栄養成分の機能を表示することができます。製品には、「栄養機能食品（○○）」が表示されています（○○は、「亜鉛」、「ビタミンＡ」、「ビタミンＢ１」、「ビタミンＢ２」等の栄養成分の名称。）。

「機能性表示食品」を知っていますか？

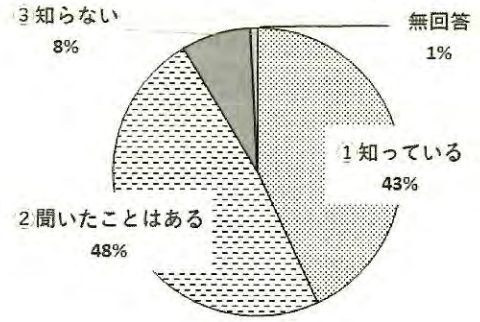

「機能性表示食品」とは･･･　(2015年～)

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、機能性及び安全性について国による評価を受けたものではありません。製品には、「届出番号」が表示されています。

【保健機能食品の認知度】

「特定保健用食品」については、67%の人が「知っている」と回答しており、ある程度認知されていることがわかります。　「栄養機能食品」については、51%の人が「知っている」と回答し、認知度は特定保健用食品よりは低いものの、半数以上の人が認識していることがわかります。　「機能性表示食品」については、43%の人が「知っている」と回答し、まだ認知度が浸透しきっていない様子が見て取れますが、今後は、近年の健康志向を背景に認知度が上がっていくものと思われます。

令和6年度 消費生活相談の概要

帯広市消費生活アドバイスセンター

【受付状況】

・令和6年度に当センターに寄せられた相談件数は1,260件で、前年度より176件減少し、内訳は「苦情」が1,120件、「問合せ」が140件で、「要望」はありませんでした。

・契約当事者の年齢別では全ての年代で相談が減少し、特に40歳代は前年同比68件減の113件となりました。30歳代は95件（前年同比32件減）、20歳代は86件（前年同比36件減）、20歳未満は21件（前年同比20件減）でした。20歳未満のうち成年者である18～19歳は、前年度の24件から67%減の8件となり、若い世代からの相談は減少しました。一方、50歳代は234件（同1件減）、60歳代は188件（同2件減）と前年度とほぼ同数となっています。年齢別では70歳以上の318件（同9件減）が全体の25.2%を占めています。

・販売購入形態では、「通信販売」が最も多く415件（同99件減）と全体の33%を占めています。次に、架空請求など販売購入形態が特定できない「不明・無関係」が406件（同58件増）、次に「店舗購入」が269件（同100件減）となりました。

【商品・役務分類】

・「商品」では、架空請求やクレジットカードの不正利用など物品が特定できない「商品一般」が168件（同26件増）と最も多く、次に米や健康食品やサプリメントなどの「食料品」が119件（同31件増）となり、続いて化粧品やシャンプーなどの「保健衛生品」が110件（同12件減）でした。

・「役務」では、光回線や携帯電話サービスなどの「運輸・通信サービス」が109件（同5件増）、次に、オンラインゲームやパソコンのセキュリティソフト、副業の情報商材などに関する「教養・娯楽サービス」が88件（同19件減）となり、続いて賃貸アパートや借家などの「レンタル・リース・貸借」が79件（同10件減）となりました。

【相談の特徴】

・不審な電話やSMS、利用していないクレジットカードの請求の相談が増加

令和6年度には「＋からはじまる不審な電話があった」「〇〇時間で電話が使えなくなる」といった詐欺と思われる不審な電話の相談が増加。更に「身に覚えのないカード会社から請求された」「決済業者から覚えのない請求をされた」などフィッシング詐欺と思われる相談も増え、「商品一般」が168件（同26件増）となりました。

・通信販売の健康食品やサプリメントの定期購入トラブルや米不足に関する相談が増加

通信販売のネット広告で初回格安表示の健康食品やサプリメントなどを注文し、初回のみで解約を申し出たところ、4回の継続条件があると言われた。回数縛りの無いコースを注文完了した直後に「更にお得なコース」として新たな広告が表示され、回数縛りのあるコースへ誘導されたなどの相談や、「米が売っていない・買えない」といった米不足による相談。「出向いた店頭で無料のウォーターサーバーの契約をしたが水は無料ではなかった」などウォーターサーバーの相談や、「食料品」に関する相談が119件（同31件増）となっています。

・光熱費の価格高騰に関する相談の増加

「電気が高い」「灯油が高い」など価格高騰による相談や、「電気代が安くなる」と勧誘され契約したが、思ったよりも安くなっていない」「契約先の電力会社と思い電話で話を聞いたが別会社だった」といった契約トラブルで「光熱水品」が30件（同14件増）となっています。

令和６年度（２０２４年度）相談状況

帯広市消費生活アドバイスセンター

受付状況					
年度			6年度	5年度	増減
相談件数			1260	1436	-176
苦問要		苦情	1120	1266	-146
		問合せ	140	170	-30
		要望	0	0	0
相談方法		来訪	301	344	-43
		電話	958	1092	-134
		文書	1	0	1
契約当事者属性	性別等	男性	527	570	-43
		女性	619	760	-141
		団体・不明	114	106	8
	年齢別	20歳未満（うち18～19歳）	21（8）	41（24）	-20（-16）
		20歳代	86	122	-36
		30歳代	95	127	-32
		40歳代	113	181	-68
		50歳代	234	235	-1
		60歳代	188	190	-2
		70歳以上	318	327	-9
		その他・不明	205	213	-8
販売購入形態		店舗購入	269	369	-100
		訪問販売	40	64	-24
		通信販売	415	514	-99
		ﾏﾙﾁ・ﾏﾙﾁまがい	5	6	-1
		電話勧誘販売	91	105	-14
		ﾈｶﾞﾃｨﾌﾞ・ｵﾌﾟｼｮﾝ	7	2	5
		訪問購入	22	27	-5
		その他無店舗販売	5	1	4
		不明・無関係	406	348	58

商品・役務分類別件数				
年度		6年度	5年度	増減
商品	商品一般	168	142	26
	食料品	119	88	31
	住居品	51	53	-2
	光熱水品	30	16	14
	被服品	67	63	4
	保健衛生品	110	122	-12
	教養娯楽品	68	91	-23
	車両・乗り物	43	59	-16
	土地・建物・設備	20	17	3
	他の商品	2	4	-2
	商品計	678	655	23
役務	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ	3	2	1
	ﾚﾝﾀﾙ・ﾘｰｽ・賃貸	79	89	-10
	工事・建築・加工	16	34	-18
	修理・補修	10	24	-14
	管理・保管	2	2	0
	役務一般	8	11	-3
	金融・保険ｻｰﾋﾞｽ	76	90	-14
	運輸・通信ｻｰﾋﾞｽ	109	104	5
	教育ｻｰﾋﾞｽ	2	3	-1
	教養・娯楽ｻｰﾋﾞｽ	88	107	-19
	保健・福祉ｻｰﾋﾞｽ	48	145	-97
	他の役務	70	88	-18
	内職・副業・ねずみ講	16	20	-4
	他の行政ｻｰﾋﾞｽ	8	13	-5
	役務計	535	732	-197
他の相談		47	49	-2
総合計		1260	1436	-176

通信販売の契約当事者の年齢構成　＊（ ）通信販売のうちインターネット通販の件数									
年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	その他	合計
6年度	14（11）	23（23）	32（27）	38（33）	98（75）	77（68）	82（56）	51（41）	415（334）
5年度	27（26）	36（30）	43（38）	74（66）	109（93）	86（75）	90（57）	49（39）	514（424）
増減	-13(-15)	-13(-7)	-11(-11)	-36(-33)	-11(-18)	-9(-7)	-8(-1)	2(2)	-99(-90)

「訪問販売お断りステッカー」を同封しました！

北海道消費生活条例では、事業者が玄関などの入口に「**訪問販売**お断り」と記載されたステッカーなどを貼付している消費者宅を訪問して契約のための勧誘を行うことは、不当な取引方法に該当するものとして、禁止しています。被害防止のためにぜひご活用下さい。

※　帯広市消費生活アドバイスセンター展示室にも設置しております。ご自由にお持ちください。

令和７年度　無料弁護士相談会のお知らせ

日　時：　①　令和7年　7月１８日（金）
　　②　令和7年　8月２２日（金）
　　③　令和7年　9月１９日（金）
　　④　令和7年１０月１７日（金）

各日13:30～15:00
事前予約が必要です。

場　所：　帯広市消費生活アドバイスセンター第3相談室
人　数：　各日３名（帯広市民の方が対象となります）一人30分
申　込：　帯広市消費生活アドバイスセンター
　　TEL22-8393（10時～17時）

帯広消費者協会ホームページのご案内

帯広消費者協会のホームページでは、消費者トラブルの事例や料理講習会、セミナーなど各種イベントの情報を紹介しています。ぜひご活用ください。

URL https://obihiro-sk.main.jp/

帯広消費者協会

＊　地域消費者講座　受付中！

地域消費者講座は、町内会、老人会、各種サークル等で、消費者として、訪問販売・通信販売・悪質商法など身近な問題について学んで頂くための講座です。ご希望のテーマに沿った講座を開催いたしますので、お気軽にお問合せ下さい。

- 帯広市消費生活アドバイスセンター
  TEL　0155-22-8393

令和7年7月　価格の動向

購 入 日：令和7年6月中旬～令和7年7月2日まで
単　　位：円(小数点以下銭)

灯油（１㍑当たり）５店

	最低	最高	平均
今　月	123.20	134.20	127.00
前　月	123.20	134.20	127.00

ガソリン(１㍑当たり)１１店

	最低	最高	平均
今　月	161.00	176.00	166.27
前　月	163.00	176.00	166.82

プロパンガス（メーター買い）３店

	１㎥当たり			５㎥当たり			１０㎥当たり		
	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均
今　月	1,844.43	2,728.00	2,399.81	4,866.13	6,160.00	5,413.71	8,133.84	10,285.00	8,956.28
前　月	1,848.06	2,728.00	2,404.35	4,884.28	6,160.00	5,436.43	8,170.14	10,285.90	9,001.71

見守り新鮮情報

事例1　ネット広告で見たサプリを注文した。**1回だけのお試し**のつもりだったのに、2回目が届いたので**送り返した**。すると、**請求書**だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら**法律事務所**から**通知**が来た。どうしたらよいか。
（70歳代）

事例2　SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、**注文した覚えがない**のでその旨と**解約希望**の書面を同封して**返品**した。その後も**請求書**などは届いていたが無視していたところ、先日、**法律事務所**からこの請求について**最終通告**のような封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるとは納得がいかない。
（70歳代）

定期購入「返品」だけでは解約になりません

ひとこと助言

- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第513号（2025年6月12日）発行：独立行政法人国民生活センター

帯広市消費生活アドバイスセンター

相談室 NOW

☎ (0155)22-8393

～ 食中毒を予防しよう ～

エコバッグで食中毒？！菌は意外なところで繁殖しています

エコバッグには肉や魚の汁、野菜についていた土が付着することがあります。見た目には汚れていなくても、そのまま使い続けると食中毒の菌が繁殖してしまいます。衛生的にエコバッグを使うために普段から意識したいポイントを紹介します。

エコバッグを清潔に保つポイント

① 使用ごと、または定期的に洗いましょう

・肉や魚、野菜などの汚れが出やすい食材を入れた後は、基本は毎回洗うようにしましょう。難しい場合は可能な限り、定期的に洗いましょう
・洗ったあとは、しっかりと乾かしましょう（湿ったままだと細菌が繁殖します。乾きやすいポリエステルなどの素材のものを選ぶと良いでしょう）

② 汁漏れが心配な肉や魚、土がついたままのラップされていない野菜はポリ袋に入れましょう

・使用したポリ袋は再利用せず、適切に捨てましょう

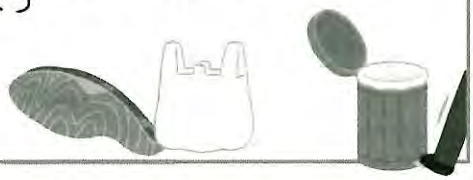

③ 肉、魚、冷蔵冷凍食品などはまとめて入れ、温かいものと密着しないように入れましょう

④ 食品を入れるエコバッグと、日用品を入れるエコバッグを分けて使用し、交差汚染を防ぎましょう

⑤ 食品を入れたエコバッグは、できるだけ短時間で持ち運ぶようにしましょう

・車で運ぶ場合は、涼しく衛生的な場所に置き、トランクに置くのは避けましょう

⑥ 保冷機能のあるバッグを使用しましょう

・特に温度変化に敏感な食材を運ぶ際には、保冷機能のあるエコバッグを使用しましょう

これらの対策を講じることで、エコバッグでの食中毒リスクを減らすことができます。衛生的に使用し、安全な買い物を楽しみましょう。

令和7年度 相談件数

6月
122 件

令和7年度 累計件数
（令和7年4月～6月）
386 件

協賛団体のご紹介（令和7年6月現在）

当協会の目的と活動にご協賛いただいている協賛団体の方々です。

- 来海有起税理士事務所
- 帯広地方卸売市場株式会社
- 東光舗道株式会社
- 株式会社ズコーシャ
- 株式会社Ｅ保険プランニング帯広東支店
- 宮坂建設工業株式会社
- 東洋株式会社
- 株式会社オカモトホールディングス
- 株式会社まるよし